

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年9月30日～2021年10月6日)

令和3年(2021年)10月8日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態発令の延長 憲法法院におけるEU法のポーランド憲法に対する優位性に関する判決言い渡しの延期 ドゥダ大統領が最高裁判所民事部長官を任命 新型コロナウイルス感染症第4波に関するニェジェルスキ保健大臣のインタビュー 欧州司法裁判所によるポーランド裁判官の任命に関する先決的判決 ラウ外相とトラス英外相との電話会談 ラウ外相と独社会民主党(SPD)のショルツ氏との電話会談 ソロフ国家安全保障局(BBN)長官とサリヴァン米大統領補佐官との電話会談 チャヴシュオール・トルコ外相のポーランド訪問 ラウ外相とハーヴィスト・フィンランド外相との会談 ラウ外相とクレバ・ウクライナ外相との会談 ベレン・オーストリア大統領夫妻のポーランド訪問 ラウ外相のワルシャワ・セキュリティ・フォーラムへの出席 モラヴィエツキ首相の EU 非公式首脳会合及び EU・西バルカン諸国首脳会合出席 欧州司法裁判所による最高裁規律部に関する暫定措置に対する不服申立ての却下 ブワシュチャク国防大臣の米国訪問								お問い合わせ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
治安等 ベラルーシからの不法移民に関連する動向 音楽のコンサート中に発砲事案が発生 ワルシャワで自転車やスクーターによる事故が増加								
経済 所得格差の拡大 9月の購買担当者景気指数(PMI) 2020年のGDP成長率改定値の発表 労働許可証の発給状況 中央銀行、利上げを決定 ポーランド航空が2度目の国家補助申請 検討中の新中央空港の規模 トゥルフ炭鉱、チェコとの交渉決裂 ポーランド、EC にロシアのガス価格に関する調査を要請 ノルド・ストリーム2、ガス充填開始 ポーランド経済研究所(PIE)、2049年よりも早く炭鉱を閉鎖すると予測								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治

内 政

ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態発令の延長【9月30日】

9月30日、ポーランド・ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態宣言が60日間延長された。下院における同宣言に関する審議・投票においては、賛成237票、反対179票、棄権31票であった（同宣言の審議・投票に先立ち、下院手続規則が改正されており、同宣言の延長については単純過半数で採択することが可能となっていた）。同宣言は、9月2日にポドラスキエ県115市町村及びブルベルスキエ県68市町村を対象に発令され、集会の自由の停止や身分証明証携行の義務化、写真・動画撮影の禁止といった制限を課すものであり、10月1日に期限を迎えようとしていた。

憲法法院におけるEU法のポーランド憲法に対する優位性に関する判決言い渡しの延期【9月30日】

9月30日、憲法法院は、EU法のポーランド憲法に対する優位性に関する判決の言い渡しを再度延期した。憲法法院は、本件について8月31日、9月2日と既に二度判決言い渡しの延期を繰り返している。次回の審議は10月7日になる見込みである。

ドゥダ大統領が最高裁判所民事部長官を任命【9月30日】

9月30日、ドゥダ大統領は、ヨアン・ミシュタル＝コネツカ最高裁判所判事を最高裁判所民事部長官に任命した。ミシュタル＝コネツカ判事は「法と正義」（PiS）政権によって任命された裁判官である。

新型コロナウイルス感染症第4波に関するニエジェルス保健大臣のインタビュー【10月6日】

10月6日付ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ニエジェルス保健大臣のインタビュー記事を掲載した。同大臣は、新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加傾向にあるが、オンライン授業等の大規模な制限への回帰はないと断言、ポーランド人は社会的な規律を守るべきであると示唆した。同大臣によれば、第4波に対する政府のアプローチがこれまでと異なる理由は、集団免疫獲得率が高く、特定の地域では70%以上に達しており、ワクチンを接種していない者についても、45%が抗体を持っていることが確認されたという。同大臣は、現在の新規感染者数は昨

年同期に報告されたものと同程度であるが、医療に対する影響は痛みを伴うものではないと述べた。現在、新型コロナウイルス感染症に罹患して入院している患者数は昨年秋の半数であるという。同大臣は、具体的な地域リスクをモデル化する際、保健省は①ワクチン接種率と②住民の平均年齢を考慮に入れており、これら2つの指標はポーランド東部の県で最悪であり、同地域が最初に追加的制限の対象となり得る旨述べた。パンデミックの収束について問われた同大臣は、新型コロナウイルス感染症の死亡率、感染率及びその他の指標がインフルエンザのレベルに達したと評価できるようになった時がパンデミックの収束であると答えた。

欧州司法裁判所によるポーランド裁判官の任命に関する先決的判決【10月6日】

10月6日、欧州司法裁判所（ECJ）は、ポーランド最高裁判所民事部からの付託に基づき、政治化されているとして問題視されている全国裁判所評議会（KRS）によって推薦されたアレクサンデル・ステンブコフスキ最高裁判所特別監査・公共問題部判事の決定によって、同意なしに異動を命じられたヴァルデマル・ジュレク・クラクフ地方裁判所判事に関する先決的判決を下した。

第一に、ECJは、ある裁判所から他の裁判所へ、または同一の裁判所における2つの部局間で、裁判官をその同意なしに異動させることは、裁判官の排除不可能性と独立を損なう可能性があるとして判断した。第二に、ECJは、法律に反して任命された可能性がある裁判官によって下された判決が独立性と公平性を備えているかどうかに関する判断は、最高裁民事部が行うとした。

本件判決によって、「法と正義」（PiS）政権によって任命された最高裁判所の決定に対し、異議を申し立てる可能性が認められることとなった。ポーランド政府は、本件判決によって、PiS政権が任命した全ての裁判官が下した判決が損なわれることになるのではないかと懸念している。モラヴィエツキ首相は、本件判決により、数年にわたりポーランドの裁判所の判決に疑義が呈されることになる可能性があり、その結果、ポーランドの司法制度に深刻な混乱が生じる可能性があるとして述べた。

外交・安全保障

ラウ外相とトラス英外相との電話会談【9月30日】

9月30日、ラウ外相は、トラス英外相と同英外相就任以来初となる電話会談を行った。ラウ外相は、

英国はポーランドにとって戦略的パートナーであり、信頼できる同盟国であることを強調した。同外相は、英国の安全保障・防衛・開発・外交政策に関する統

合レビューにおいて、ポーランドが重要なパートナーとして言及されたことに満足を示した。また、両国は安全保障、東方政策、歴史的記憶などの幅広い分野で同様の見解を共有していると指摘した。両外相は、安全保障分野において、二国間およびNATO内での協力関係を更に発展させる意志を表明した。また、トラス外相は、貿易・経済分野における関係深化に対する関心を強調した。

ラウ外相と独社会民主党（SPD）のショルツ氏との電話会談【9月30日】

9月30日、ラウ外相は、次期独首相候補である独社会民主党（SPD）のショルツ氏と電話会談を行った。同会談はポーランド側の要請により実施された。ラウ外相は、ショルツ氏の連邦議会選挙での勝利に対する祝意を述べるとともに、多数派政権の樹立に必要な連立候補との協議がうまく進むことを祈念した。同外相は、ポーランドと独がパートナーとしての良好な協力関係を継続できるよう、連邦政府の選出プロセスが迅速かつ効率的に行われることに対する希望を表明した。また、両者は、本年7月にラウ外相がベルリンを訪問し、直接会って二国間および国際的な主要問題について議論する機会を得たことを想起した。

ソロフ国家安全保障局（BBN）長官とサリヴァン米大統領補佐官との電話会談【10月1日】

10月1日、ソロフ国家安全保障局（BBN）長官は、クモフ大統領府国際政策局長官とともに、サリヴァン米大統領補佐官と電話会談を行った。同会談は、米国主導により行われた。双方は、安全保障と防衛分野におけるポーランドと米国の関係を高く評価し、両国の同盟関係の重要性を強調した。同会談では、ポーランドと米国の戦略的協力、アフガニスタン情勢、ウクライナとベラルーシの民主化勢力への支援、OECDにおける両国の協力などについて議論された。また、ノルド・ストリーム2（NS2）を始めとするエネルギー問題についても議論された。

チャヴシュオール・トルコ外相のポーランド訪問【10月4日】

10月4日、ドゥダ大統領及びラウ外相は、ワルシャワを訪問したチャヴシュオール・トルコ外相とそれぞれ会談を行った。ドゥダ大統領とチャヴシュオール外相との会談では、安全保障政策や防衛産業の分野での協力等が議題となった。また、NATO東側の状況について、ポーランドとベラルーシの国境の状況が議論された。両者は、二国間のコンタクトと地域的な多国間の枠組みに基づく、経済関係のレベルとその更なる発展の可能性を肯定的に評価した。同外相は、今年8月にトルコで発生した火災の消火活動に対するポーランドの支援に感謝を述べた。

外相会談において、ラウ外相は、ポーランドとトルコの二国間関係が非常に良好であること及び相互訪問が強化されていることに大変満足していると述べ、これは両国が政治、経済、軍事的な関係をさらに高いレベルに引き上げたいと考えていることを証明していると述べた。また、両外相は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの悪影響にもかかわらず、2020年の貿易額は60億ユーロ以上に達したことを指摘し、ラウ外相は、トルコ市場での投資機会を妨げている貿易障壁に関する問題が解決されれば、相互の貿易関係は向上すると強調した。

ラウ外相とハーヴィスト・フィンランド外相との会談【10月5日】

10月5日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したハーヴィスト・フィンランド外相と会談を行った。両外相は、ロシア、ウクライナ、ベラルーシといった東方近隣諸国情勢について議論し、ラウ外相は、依然として脆弱で不安定な東欧の安全保障状況はロシアの政策の結果であると述べた。また、両外相は、欧州安全保障協力機構（OSCE）を含む安全保障分野での協力についても議論し、ラウ外相は、来年のポーランドのOSCE議長国としての優先事項を提示し、軍事的側面と非軍事的側面を組み合わせた安全保障問題への包括的なアプローチを提起した。さらに両外相は、アフガニスタンの状況や、特に国連人権理事会での協力についても議論した。ラウ外相は、ポーランドの人権理事会メンバーとしての優先事項について説明し、東欧諸国、特にロシアとベラルーシ、そして東方パートナーシップの国々における人権状況の重要性に対して注意を促した。

ラウ外相とクレバー・ウクライナ外相との会談【10月5日】

10月5日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したクレバー・ウクライナ外相と会談を行った。ラウ外相は、両外相は、カルパチで行われた首脳会談を含む両国の二国間会合が頻繁に行われていることに満足していると強調した。両外相は、二国間協力の最も重要な優先事項について議論したほか、地域における現在の安全保障上の課題、特に2022年1月からポーランドが議長国となる欧州安全保障協力機構（OSCE）の活動についても議論した。

ベレン・オーストリア大統領夫妻のポーランド訪問【10月4日及び5日】

10月5日、ドゥダ大統領は、ポーランドの招待によりワルシャワを公式訪問したベレン・オーストリア大統領夫妻と会談を行った。会談後の共同記者会見において、ドゥダ大統領は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにもかかわらず、両国の活発な経済関係はわずかに減少しただけであり、両国間の経

済協力が発展することを期待していると述べた。また、同大統領は、特にエネルギー安全保障と三海域イニシアティブ(3SI)における協力について議論したことを報告した。同大統領は、奥政府が3SI基金への参加を決定すれば非常に喜ばしいと強調した。

両大統領は、ポーランド・オーストリア経済フォーラム「Green Future」に出席した。また、4日、奥大統領夫妻は、独の強制収容所であったアウシュビッツで開催された常設展示会「So far, so close. Austria and Auschwitz」のオープニングに参加した。この他、同大統領は、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長ともそれぞれ会談を行った。

ラウ外相のワルシャワ・セキュリティ・フォーラムへの出席【10月5日～6日】

10月5日～6日、ワルシャワにおいて、安全保障に関する国際会議であるワルシャワ・セキュリティ・フォーラムが開催された。ラウ外相は、トルコ外相、フィンランド外相、ウクライナ外相とともにバルト海から黒海地域の戦略的可能性に関する閣僚パネルに出席したほか、ルブリン・トライアングル¹の展望に関するラウンドテーブルに参加した。同フォーラムにおいて、ラウ外相は、インフラ整備が不十分であることが、中・東欧地域の経済成長を妨げる主な要因であると指摘し、この観点から三海域イニシアティブ(3SI)の重要性を強調した。同外相は、交通、エネルギー、デジタル・インフラの分野での協力は、EU内での統合の迅速化と開発レベルの平等化、さらには現代の脅威に対するレジリエンスの構築にも貢献すると述べた。

モラヴィエツキ首相のEU非公式首脳会合及び EU・西バルカン諸国首脳会合出席【10月5日～6日】

10月5日及び6日、モラヴィエツキ首相は、スロベニアを訪問し、EU非公式首脳会合及びEU・西バルカン諸国首脳会合に出席した。

5日のEU非公式首脳会合において、各国首脳は、欧州の安全保障、トランスアトランティック協力、欧州

におけるエネルギー価格の上昇などに関する現在の課題について議論した。また、気候、エネルギー、デジタル、産業政策、機会均等、EUの安全保障・防衛に関する互惠主義などの分野におけるEUの自律性強化についても議論した。

6日のEU・西バルカン諸国首脳会合で議論された主要な議題は、EUの拡大政策の重要性を強調し、新型コロナウイルス感染症パンデミック後の経済回復を図ることであった。モラヴィエツキ首相は、ポーランドは、中欧諸国とともに、欧州の発展の機会を増やし、安定と平和を維持するために、西バルカン諸国のEUへの統合を求める強い声を代表していると強調した。会合後、EU首脳は、共同宣言を採択し、西バルカン諸国の欧州への展望への明確な支持を再確認した。また、パートナーが実施した信頼できる改革に基づいて、拡大プロセスへのコミットメントを再確認した。また、西バルカン諸国の進展を認識しつつ、この地域における政治的、経済的、社会的な移行を継続するという継続的なコミットメントを保証した。

欧州司法裁判所による最高裁規律部に関する暫定措置に対する不服申立ての却下【10月6日】

10月6日、欧州司法裁判所(ECJ)は、ポーランドの最高裁判所規律部の停止を命じた暫定措置に対するポーランド政府の不服申立て申請を却下した。7月14日、ECJは、最高裁規律部の機能に関連する法律を直ちに停止することを命じる暫定措置を決定したのに対して、ポーランド政府はこれを無効とするようECJに申し立てていた。

ブワシュチャク国防大臣の米国訪問【10月6日】

ブワシュチャク国防大臣が10月6日から2日間米国を訪問する。同大臣はオースティン米国防長官の招待を受けて米国を訪問し、米議員との懇談を行い、ポーランド・米国間の軍事協力や欧州の安全保障環境について話し合う他、米国で訓練中のポーランド防空ミサイル旅団の兵士たちを訪問するとともに、ポーランド人将校の墓に献花する予定である。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【10月3、4日】

10月3日、TVP INFOは、ベラルーシとの国境沿いにおいて、9月だけでも7,535件にのぼる不法越境事案(未遂も含む)が確認されたと報じた。

同4日、国境警備隊は、ベラルーシとの国境沿いで、腕時計型爆弾のダミーが発見されたと発表し、これはベラルーシ当局の挑発行為であると評価した。

同日、欧州国境沿岸警備機関(FRONTEx)のレッジーリ長官は、グロデツキ内務行政省副大臣とともに当該国境沿いを視察した。本視察の目的について、EU外部国境の状況を確認することであった

とのことである。同長官は、ポーランドが当該国境の情報をFRONTExに提供していることに感謝の意を示し、ポーランド国境警備隊が国境の安全を確保するための手段に感銘を受けたという。

音楽のコンサート中に発砲事案が発生【10月4日】

4日、ドルノ・シロンスキエ県ニエムチャ(Niemcza)で開催された音楽コンサートにおいて、興奮した数人が諍いを起こした際、何者かが拳銃を発砲し、死者が発生する事案が発生した。死亡した男性は、当該諍いには関与していなかったという。警察は既に容疑者を拘束している。

ワルシャワで自転車やスクーターによる事故が増加【10月7日】

一部報道によると、最近、ワルシャワ市内において、自転車やスクーターによる事故件数が増加しているという。警察の統計によると、本年初めから8月末までにおいて、600件を超える自転車事故が既に

発生し、102名が怪我をしたという。2020年においては、1年間で約900件の事故が発生し、5名が死亡、139名が怪我をしている。スクーターについては、本年8月末までの時点で、約50件の事故が確認され、1名が死亡、18名が怪我をしているが、昨年1年間ににおいては、約80件の事故が発生し、死者は1名、負傷者は19名であったとのことである。

経 済**マクロ経済動向・統計****所得格差の拡大【9月30日】**

中央統計局(GUS)によると、新型コロナウイルス感染症にもかかわらず、2020年のポーランド人の財政状況は改善する一方、所得格差は拡大しているという。2020年の一人当たり可処分所得は1,119ズロチ/月で、2019年よりも100ズロチ、2010年よりも700ズロチ上昇した。可処分所得の65%を就労による所得、20%を年金、8%を児童手当「500+」が占めている。また、同統計によると、20%の最富裕世帯が20%の最貧困世帯の5.6倍の所得を得ているという。

9月の購買担当者景気指数(PMI)【10月1日】

IHS Markit によると、9月の購買担当者景気指数(PMI)は、53.4ポイントと前月の56.0ポイントから低下した。生産高及び新規受注の伸びが鈍化しており、生産者は原材料不足及び輸送コストの上昇によるサプライヤー納期の長期化が生じていると訴えている。他方で、供給の問題が解決すれば速やかに需要が回復し、状況は改善するという楽観的な見方を示しているという。

中央統計局(GUS)は、2020年のGDP成長率の改定値を対前年比マイナス2.5%と発表し、前回発表のマイナス2.7%から数値を引き上げた。

労働許可証の発給状況【10月4日】

グダンスク工科大学の調査によると、2020年にポーランドが発行した外国人向けの労働許可証は40万6,000件で、対2010年比10倍、対2004年比30倍となった。一方で、2019年の44万4,000件と比較すると9%減少した。ウクライナ人が労働移民の大半を占めており、2020年に発給された労働許可証は29万5,000件で、対2010年比20倍となった。

中央銀行、利上げを決定【10月8日】

6日、金融政策委員会は、政策金利を0.1%から0.5%に引き上げることを決定した。また、ロンバート金利を0.5%から1.0%、再割引率を0.11%から0.51%、基準割引率を0.12%から0.52%にそれぞれ引き上げた。預金利率については、0%のまま据え置いた。更に、法定準備率を0.5%から2.0%に引き上げた。

2020年のGDP成長率改定値の発表【10月4日】**ポーランド産業動向****ポーランド航空が2度目の国家補助申請【5日】**

ポーランド航空(LOT)のミルチャルスキ社長は、同社が国家補助を申請する可能性があるとして述べた。同社社長は、この問題については、今年末までに決定する予定であるとして、パンデミックで苦しい時期の後に回復できるよう公的資金を取得するが、国からの援助はできるだけ少なくなるようにしたいと強調した。昨年12月の決定で受け取った最初の支援パッケージは、ポーランド開発基金(PFR)から18億ズロチの融資と11億ズロチの増資から構成されていた。

検討中の新中央空港の規模【7日】

CPK社の関係者は、新中央空港のビジネスモデルは大幅に変更され、貨物輸送が普及するだろうと述べた。ポーランド交通ハブプロジェクトの役割と意味についての議論が再開され、同社の代表者によると、初期段階において新中央空港の旅客部分は以前の想定よりもいくらか小さくなるが、それでも年間約6,000万人の搭乗者の規模で設計される予定である。

エネルギー・環境**トウルフ炭鉱、チェコとの交渉決裂【4日】**

トウルフ炭鉱に関するチェコとの交渉は、30日に決裂した。29日までの交渉において、両者はほとんどの問題について合意に達したと宣言していた。当

地シンクタンクのポリティカ・インサイトによると、チェコ側交渉団がバビシュ首相と協議を行った後に要求を変化させたとの情報もあり、10月8日～9日の議会選挙の直前にメディア等から非難を受けることを

懸念したとの見方もある。また、ポーランド政府関係者は、チェコ側が態度を変更しない限り交渉継続は無意味であるとしており、外交的報復も検討されているという。なお、現時点では、次回交渉の日程はセットされておらず、交渉が再開するかも不明である。

ポーランド、EC にロシアのガス価格に関する調査を要請【5日】

ブリュッセル駐在のポーランド外交官は、露ガスプロム社によるガス価格の操作について、ポーランドは欧州委員会が調査を開始することを望んでいると記者団に語った。10月下旬にブリュッセルで開催されるEU脳会議では、EU諸国に対する同社のガス価格が議題となる予定で、ほとんどのEU加盟国が同社による大幅なガス料金値上げに懸念を抱いていると述べた。

ノルド・ストリーム2、ガス充填開始【6日】

ノルド・ストリーム2 (NS2) を運営する露と独のコンソーシアムである Nord Stream 2 AG は、露ガスプロム社が既にNS2の第1ラインにガスの充填を開始したと発表した。これにより、構造物の品質および耐久性テストを完了し、露ガスプロム社は、年末までに少なくとも56億m³のガスを同パイプラインに送り込む予定である。デンマークエネルギー庁は、NS2の

第1ラインは既に必要なすべての証明書を取得しており、運転を開始できることを確認したが、第2ラインはまだ全ての要件を満たしていないと指摘した。

ポーランド経済研究所(PIE)、2049年よりも早く炭鉱を閉鎖すると予測【6日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、「ポーランドのエネルギー見通し」を発表した。当該報告書では、2044年に石炭の採掘を停止し、2046年には燃料として石炭を使用しなくなる可能性があるとして予測している。これは、政府が炭鉱労働組合との間で合意した、2049年までの炭鉱閉鎖よりも数年早い。当該報告書の作成には、科学界、ビジネス界を中心に、NGOや行政などから27人の専門家が参加した。PIEがインタビューした専門家の50%は、2044年までは、燃料としての無煙炭と褐炭の採掘がされると考えている。37%の専門家は2040年に採掘が終了すると回答し、27%の専門家は2041年から2045年の間に採掘が終了すると回答した。2060年まで採掘が続けられると回答したのはわずか4%であった。しかし、全ての専門家が、石炭の採掘はいずれ終わると考えており、同報告書は、CO2排出枠の価格上昇と既存の石炭火力発電資産の老朽化によって、より早い段階で石炭から脱却することが必要であると強調している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることであります。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日（月）から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日（金）～12月5日（日）】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス（news@mail@wr.mofa.go.jp）